

[お知らせ]

令和 8 年熊本地震による災害に係る特例措置について
(品種登録の未譲渡性の期間の経過にかかわらず品種登録を受けることが
できる期間及び品種登録における登録料の納付期間の延長)

令和 8 年熊本地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

令和 8 年熊本地震による災害は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害として指定されました。

これにより、同法第 3 条第 2 項の規定に基づき、未譲渡性の期間（※ 1）の経過にかかわらず品種登録を受けることができる期間及び品種登録における登録料の納付期間の延長の特例措置が定められましたので、お知らせします。

（※ 1）出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において品種登録出願の日から 1 年さかのぼった日前に業として譲渡されていた場合には、品種登録を受けることができない。（種苗法第 4 条第 2 項）

1. 特例措置の対象者

今回の措置は、令和 8 年熊本地震に係る災害救助法（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）が適用された区域（※ 2）に住所を有する出願者及び育成者権者（代理人を含む。）が対象となります。

（※ 2）災害救助法の適用区域は、以下のサイトでご確認いただけます。

Web サイト：https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 特例措置の内容

- ① 品種登録の未譲渡性の期間の経過にかかわらず品種登録を受けることができる期間の延長

以下の条件をすべて満たす場合、品種登録の未譲渡性の期間の経過にかかわらず、品種登録を受けることができる期間が、令和 9 年 1 月 2 7 日まで延長されます。【図 1】

ア 令和 7 年 7 月 2 8 日から令和 8 年 1 月 2 7 日までに、出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において最初に業として譲渡されたものであること

イ 出願者（代理人を含む。）が、令和 8 年熊本地震に係る災害救助法が適用された区域に住所を有すること

- ② 品種登録の登録料の納付期間の延長

以下の条件をすべて満たす場合、登録品種の登録料の納付期間が、令和 9 年

1月27日まで延長されます。【図2】

- ア 令和8年7月28日から令和9年1月26日までに、種苗法第45条第5項又は第6項に規定する登録料の納付期間が満了するものであること
- イ 育成者権者（代理人を含む。）が、令和8年熊本地震に係る災害救助法が適用された区域に住所を有すること

なお、電子納付システムは、特例措置による登録料の納付期間の延長には対応していません。このため、特例措置による登録料の納付の場合は、収入印紙による納付をお願いします。

収入印紙による納付は、令和9年1月27日必着で、簡易書留等により送付してください。

3. 問合せ先

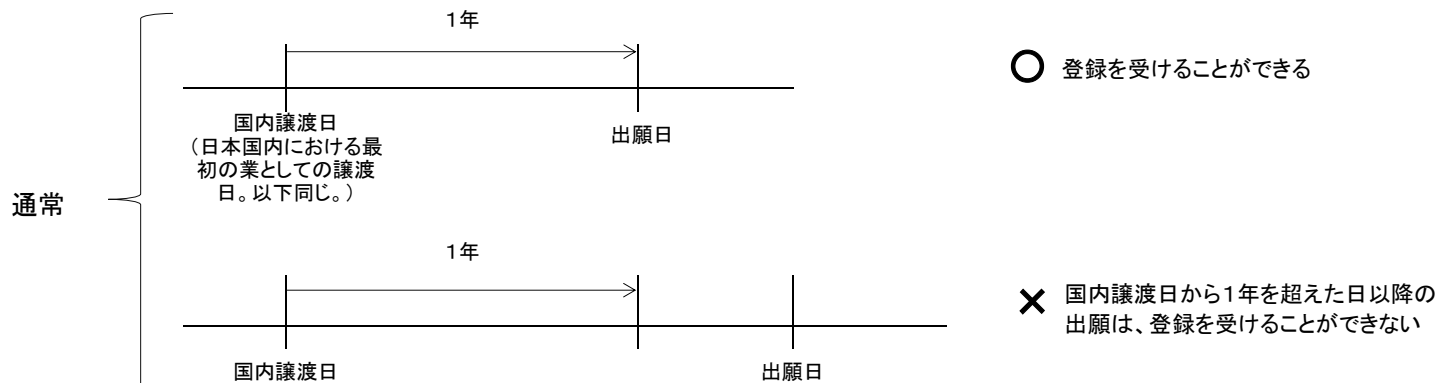
ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

農林水産省 輸出・国際局 知的財産課 種苗室 登録管理班

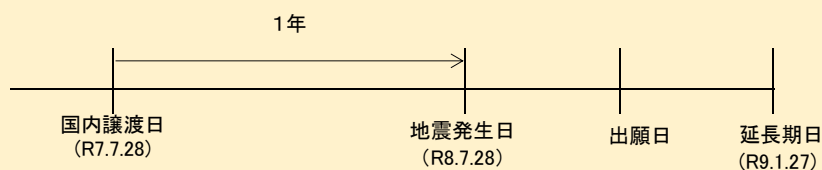
電話番号：03-3502-8111（内線 4301）

特例措置①

品種登録の未譲渡性の期間の経過にかかわらず品種登録を受けることができる期間の延長



特例



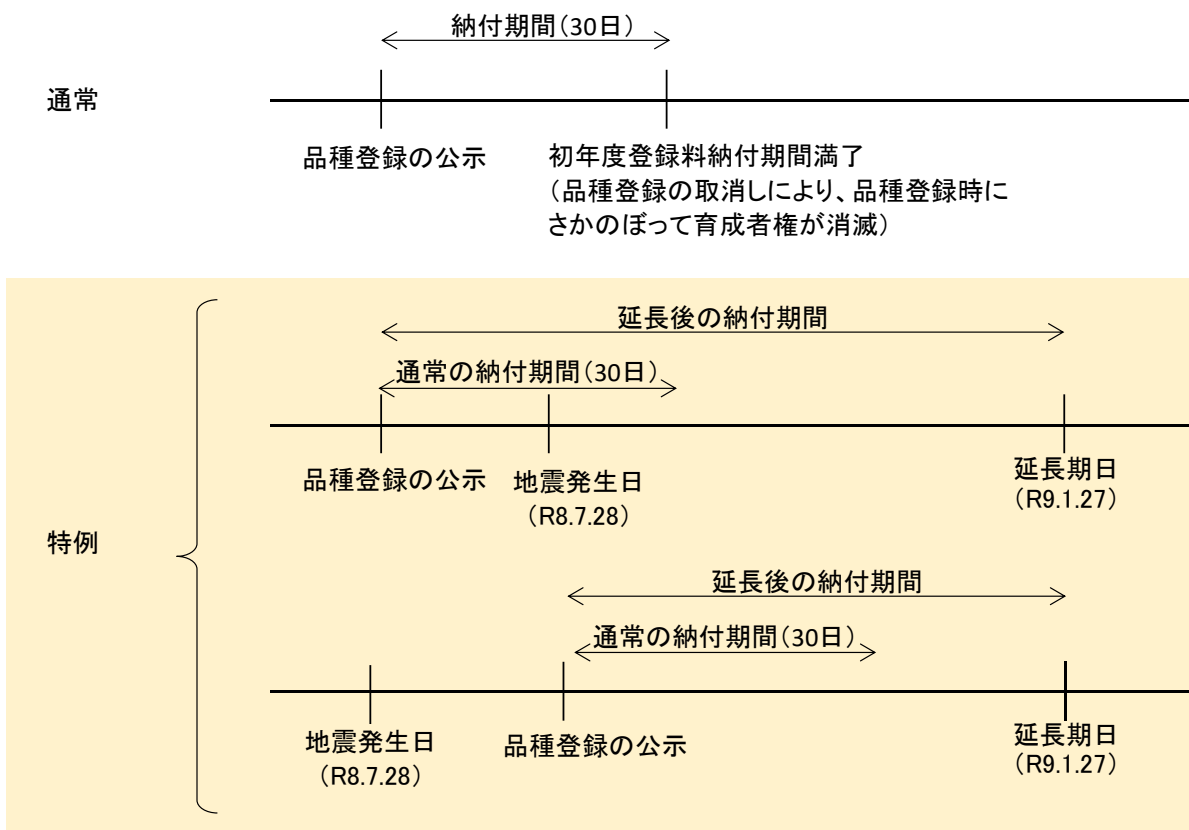
※ 国内譲渡日が令和7年7月28日の場合

○ 国内譲渡日が令和7年7月28日から令和8年1月27日までの場合、1年の経過にかかわらず、令和9年1月27日までに「出願」をすれば、登録を受けることができる

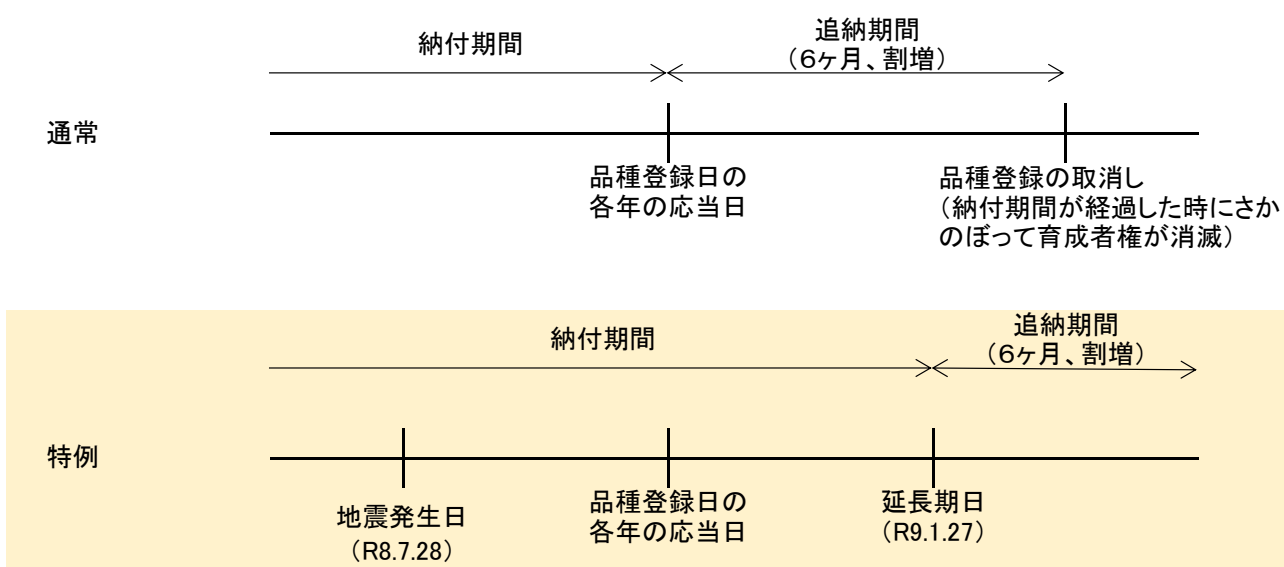
特例措置②

品種登録の登録料の納付期間の延長

第1年分(法第45条第5項)



第2年以降(法第45条第6項)



【注意】登録料の納付は、収入印紙による納付(令和9年1月27日(水)必着)をお願いします。